

第3章 基本方針と基本的施策の推進

1 基本方針と基本的施策

本市の全ての分野で、差別や人権侵害の現状をふまえた施策の策定と国・県等関係機関、「NPO 法人（用語の解説 参照）」等との緊密な連携により、取り組みを推進します。また、取り組みの推進に当たっては、当事者の参画を図るとともに「鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会」等に意見を聴くなど進めていきます。

(1) 人権擁護の推進について

差別や人権侵害に対しては、被害を受けた人の自立に至るまでの総合的な支援を行うことが必要です。

そのため、国県等の関係機関等と連携し、具体的に生じた差別や人権侵害事象に迅速な対応をするとともに、事象の検証を行い総合的な支援に努めます。

また、人権問題における分野ごとの実態把握に努め、施策を効果的に推進します。相談は課題解決に向けて重要なものです。その体制の整備充実や窓口の明確化を図ります。そして、国・県等との緊密な連携により、差別や人権侵害の防止並びに被害者支援のための取り組みを推進します。

(2) 人権意識の高揚を図る取り組み

全ての人々が、命の大切さについて自覚し、人権問題を単に知識として理解するのみでなく、また、あらゆる差別や人権問題を自らの課題として真摯に受け止め、日常の人権問題に敏感に気づくような感性を育み、あらゆる場面に生かすことができるよう人権意識の高揚を図る必要があります。

そのため、定期的に人権意識調査等を実施して教育啓発の効果を点検し、施策に反映していきます。

また、関係機関や市民団体等との連携による人権問題講演会、研修会などの開催や啓発冊子等の作成・配布などにより教育・啓発の推進に努めます。

(3) 人材育成の取り組み

本市職員を対象にさまざまな機会を捉えて人権に関する研修を実施し、人材育成に取り組みます。地域・職場等においては関係機関等と連携して人材育成プログラムの作成ならびに研修等を行い人材育成を図ります。

また、人権問題の解決に向けた活動に取り組む市民団体を育成・支援し

ます。

(4) 相談機能強化の取り組み

人権が侵害されるおそれのある人や、現に侵害されている人に対しては、解決のための助言や一時的な保護を行うなど、相談・支援体制の整備、充実を図る必要があります。また、市民の多様で複雑化する人権相談等に対応するため、支援や制度・各相談機関等の存在の周知等を高めていくこと、相談に応じる側の専門性や他機関との連携を図ることができる人材育成を行う必要があります。

国や県の関係機関と連携を図りながら、相談・支援体制の整備、充実と相談員の資質向上を図ります。また、相談事例をふまえた施策化を検討していきます。

2 推進体制の確立

本市の全ての機関で人権尊重の視点に立った行政施策を実施するため、庁内の人権施策推進体制を強化し、人権施策に関する連絡・調整と人権問題に関する情報等の共有を図ります。

また、施策の推進に当たっては、本市の各機関が連携を図るとともに、当事者や「鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会」の意見を反映していきます。

具体的な人権施策については、市の総合計画に位置付けて実施します。